

前回の懇話会(R7.8.22)で出された意見(「第3次田辺市男女共同参画プラン 令和6年度推進状況報告書(審議会等一覧)」に関する内容)

及びご意見に対する担当課からの回答

施策名	担当課	懇話会委員ご意見等(要約)	担当課回答
基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進 施策(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 取組No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ①審議会等の委員に占める女性の割合の増加 □審議会等一覧(令和6年度女性の参画状況調査票)から女性の割合の状況について No.2 「地域公共交通活性化協議」 委員の総数30人、うち女性の人数1人(※訂正) No.3 「交通安全対策会議」 委員の総数19人、うち女性の人数0人			
①審議会等の委員に占める女性の割合の増加	企画広報課 「地域公共交通活性化協議」	<p>男女共同参画の「参画」というのは、事業や計画に関わることで、計画の立案や実行に積極的に関与することだと思います。</p> <p>表の審議会No.2(「地域公共交通活性化協議」)、No.3(「交通安全対策会議」)、交通や交通安全というのは、子供たちにとってもすごく大事なことですし、ここ何年かは女性の割合が0%、あるいは1人あるかないかになっています。ちなみに分母は30人や19人です。</p> <p>これは、どうしてなのかなと思っています。</p> <p>以前北欧の男女共同参画のテレビを見たときに、雪が降り積もってる地域の、雪かきの番組を見ました。その番組では、『以前は、雪をかきわける主な場所は観光地や仕事場だったが、女性が入ってくることによって、通学路の雪かきをすることになった』ということを市当局として取り上げられていました。</p> <p>やはりこの辺、女性が必要だと思います。</p> <p>これはシステムに問題があるのでしょうか。</p>	<p>本協議会の委員は、条例上関係行政機関の職員、住民の代表(各行政局単位)、各交通事業者の代表、交通事業者の運転者が組織する団体の代表などで構成されており、各分野から選出いただいている代表が男性であることが多いため、女性委員の割合が低くなっています。</p> <p>今後、各分野から新たに委員を選出いただく際には、女性の参画が進むよう、関係機関・団体に対して働きかけてまいります。</p>
	自治振興課 「交通安全対策会議」		交通安全対策会議は、交通安全計画の作成及びその実施推進のために設置され、その委員は、条例の規定により、「国」の関係地方行政機関の職員」「和歌山県の職員」「和歌山県警察の警察職員」「市職員」「教育長」「消防長」をもって組織しており、このうち国・県・警察・市の職員については、各組織の部署等の長の方に委嘱しています。このため、委嘱される各部署の長に女性が少ない場合は、委員の女性の割合が少なくなるという状況になっているものです。